

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○公有財産規則の一部を改正する規則	（管財課）	一
○宮城県農業実践大学校規則の一部を改正する規則	（農業振興課）	一
告 示		
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	三
○道路の区域変更	（道路課）	四
○道路の供用開始	（同）	四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（防災砂防課）	四
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	（同）	五
○平成五年宮城県告示第四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部改正	（都市計画課）	五
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（同）	五
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（同）	六
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（同）	六
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	（会計課）	六
公 告		
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	（障害福祉課）	六
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	七
企 業 局		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）		七

規 則

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

雑 報

○工事の着手後の調査報告書の縦覧

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「許可の手続」に改め、同条第四項を削る。

第二十五条第一項中、「第二十八条第一項」の下に、「及び第二項」を加え、「及び第三十五条」を、「並びに第三十五条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城県農業実践大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

宮城県農業実践大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業実践大学校規則（昭和五十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（専門士の称号）

第十条の二 本科の課程を卒業した者は、専門士（農業専門課程）と称することができる。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号(その1)(第10条関係)
(本科の課程用)

あなたは本校の所定の課程を修めたので卒業したことを証し専門士(農業専門課程)と称することを認める

宮城県農業実践大学校長 氏 名 印

年 月 日

第

卒業号

業 証 書

氏 名
本 科

コ ー ス

年 月 日生

様式第5号(その2)(第10条関係)
(専科の課程用)

あなたは本校の所定の課程を卒業したことを証します

宮城県農業実践大学校長 氏 名 印

年 月 日

第

卒業号

業 証 書

氏 名
専 科

コ ー ス

年 月 日生

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市栗駒沼倉字栗駒（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年三月五日

二 商号又は名称等

株式会社東山 小山田 悦子	仙台市若林区卸町二丁目五・四Sビル	建設業 許可番号 特・十七 第百三十四号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 全部廃業 特定建設業 電気工事業	受付年月日 平成二十一年 二月四日
株式会社高橋工務店	栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後三十八	建設業 許可番号 特・十九 第百八十号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 一部廃業 特定建設業	平成二十一年 二月十日

高橋 隆	東松島市赤井字照井中 百二十六・一	般・十七 第百七十 九号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 二月十二日
有限会社ヤマサ 齋藤組 清治	仙台市泉区向陽台一丁目二十一・十四	般・十七 第百九十 七号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十一年 二月四日
パルス空調株式 会社 菅原 捷典	柴田郡川崎町大字今宿 字野上町百二	般・十八 第百二十九 号	全部建設業 鋼構造物工事業	平成二十一年 二月四日
工務所 熊谷鉄 熊谷 藤雄	黒川郡大和町吉岡東二 丁目八・四	般・十七 第百二十九 号	一部建設業 とび・土工 鋼筋工事業	平成二十一年 二月二日
寺院サーブス株 式会社 三浦 忠夫	宮城郡利府町青山三丁目十九・二	般・十五 第百七十 五号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 とび・土工 鋼筋工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	平成二十一年 二月十三日
有限会社トーキ ム 村上 大志	遠田郡美里町北浦字大 神前三十一・四	般・十七 第百七十四 号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 とび・土工 石工事業 左官工事業 大工工事業 建築工事業 土木工事業 全部建設業	平成二十一年 二月四日
三澤エンジニア リング有限公司 三澤 薫弘	宮城郡利府町菅谷字孝 行松下七・八	般・十八 第百七十六 号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 とび・土工 石工事業 左官工事業 大工工事業 建築工事業 土木工事業 全部建設業	平成二十一年 二月四日
株式会社エフテ ィー 安藤 忠治		般・十八 第百七十六 号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 とび・土工 石工事業 左官工事業 大工工事業 建築工事業 土木工事業 全部建設業	平成二十一年 二月四日

水道施設工事業

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 中田栗駒線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市中田町浅水字新十二号四二番一地从先から 同市中田町浅水字新十三号七番一地从先まで	—	二七・〇〇 五二・〇〇	—	一一・〇〇

○宮城県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
国道	三百四十六号	登米市中田町上沼字南桜場三二二番一地从先から 同市中田町上沼字合地前二番一地从先まで	平成二十一年 三月十九日 午後三時

県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中田栗駒線	登米市中田町宝江新井田字並柳五八番一地从先から 同市中田町浅水字新沼尻八〇番一地从先まで	平成二十一年 三月十九日 午後三時
県道	中田栗駒線	登米市中田町浅水字新十二号四二番一地从先から 登米市中田町浅水字新岡田一一二番一地从先まで	平成二十一年 三月十九日 午後三時
県道	中田栗駒線	登米市中田町浅水字上川面一四七番一地从先から 同市中田町上沼字南桜場三二二番一地从先まで	平成二十一年 三月十九日 午後三時
県道	築館登米線	登米市中田町宝江新井田字並柳前二五三番一地从先から 同市中田町宝江新井田字並柳前二六四番一地从先まで	平成二十一年 三月十九日 午後三時
県道	石森登米線	登米市中田町宝江新井田字並柳五八番一地从先から 同市中田町宝江新井田字並柳前二六四番一地从先まで	平成二十一年 三月十九日 午後三時

○宮城県告示第九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

小島急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号	縦覧場所
石巻市	雄勝町	小島	小島	二十三番六	一号及び十八号	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
				二十九番一	二号及び三号	
				三十四番一	十一号及び十六号	
				三十四番一 路敷	十三号から十五号ま で	
				二十三番一	十七号	

和田			
三番一	四号から六号まで	五番一	七号及び八号
四番一、 四番二、 四番三、 四番四、 四番五及 び四番六	九号及び十号	四番二	十一号

○宮城県告示第九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。

なお、その関係図面は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

小島急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石巻市	雄勝町	小島	和田	二番一	七号及び八号	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号	
			小島	二番二	七号及び八号	
				二番三	七号及び八号	
				二番四	七号及び八号	
				二番五	七号及び八号	
				二番六	七号及び八号	
				二番七	七号及び八号	
				二番八	七号及び八号	
				二番九	七号及び八号	
				二番十	七号及び八号	
				二番十一	七号及び八号	
				二番十二	七号及び八号	

○宮城県告示第九十五号

平成五年宮城県告示第九十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月二十二日から施行する。

平成二十一年三月十三日

○宮城県告示第九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大崎市古川南土地区画整理組合

二 事務所所在地

大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一

三 設立認可の年月日

平成九年一月二十九日

四 変更の内容

保留地

（変更前）第九条第一項 この組合は、事業の施行の費用に充てるため及びゴミ集積所用地確保のため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

（変更後）第九条第一項 この組合は、事業の施行の費用に充てるため及びゴミ集積所、集会所等、区域内の居住者の利便に供する用地確保のため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

（変更前）第九条第五項 理事は、ゴミ集積所用地確保のため、保留地処分規程にかかわらず総代会の同意を得て保留地の一部を大崎市に寄附することができる。

（変更後）第九条第五項 理事は、ゴミ集積所、集会所等、区域内の居住者の利便に供する用地確保のため、保留地処分規程にかかわらず総代会の同意を得て保留地の一部を大崎市に寄附することができる。

五 変更認可の年月日

「
一 2 の表中
松島北インター
チェンジから桃
生津山インター
チェンジまで
（パークキングエ
リアの区域を除
く。）
を
松島北インター
チェンジから登
米インターチェ
ンジまで（パー
キングエリアの
区域を除く。）
」
に改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>平成二十一年三月六日</p> <p>○宮城県告示第九十七号</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。</p> <p>平成二十一年三月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 組合の名称 大和町大和インター周辺土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一</p> <p>三 設立認可の年月日 平成十年一月二十九日</p> <p>四 変更認可の年月日 平成二十一年三月九日</p> <p>○宮城県告示第九十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十一年三月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 気仙沼市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 気仙沼都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・五・一九号 本郷古町線</p> <p>三 事業施行期間 平成十二年六月三十日から平成二十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p>	<p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第九十九号</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十一年三月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三第一号の表株式会社東北銀行の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>「 仙台支店 古川支店</td> <td>仙台市青葉区国分町一丁目六番十八号 大崎市古川駅前大通四丁目四番二十三号</td> <td>県庁支店 古川支店</td> <td>を</td> </tr> <tr> <td>「 仙台支店 古川支店</td> <td>仙台市青葉区国分町一丁目六番十八号 大崎市古川稲葉字亀ノ子百九十八番 大崎市古川駅前大通四丁目四番二十三号</td> <td>県庁支店 古川支店</td> <td>に改める。</td> </tr> </table> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成二十一年三月十三日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年三月十二日から適用する。</p>	「 仙台支店 古川支店	仙台市青葉区国分町一丁目六番十八号 大崎市古川駅前大通四丁目四番二十三号	県庁支店 古川支店	を	「 仙台支店 古川支店	仙台市青葉区国分町一丁目六番十八号 大崎市古川稲葉字亀ノ子百九十八番 大崎市古川駅前大通四丁目四番二十三号	県庁支店 古川支店	に改める。
「 仙台支店 古川支店	仙台市青葉区国分町一丁目六番十八号 大崎市古川駅前大通四丁目四番二十三号	県庁支店 古川支店	を						
「 仙台支店 古川支店	仙台市青葉区国分町一丁目六番十八号 大崎市古川稲葉字亀ノ子百九十八番 大崎市古川駅前大通四丁目四番二十三号	県庁支店 古川支店	に改める。						

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石越調剤薬局	登米市石越町南郷字小谷地前百四十	平成二十一年三月一日

アイン薬局栗駒店	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町九十・二	平成二十一年三月一日
アイン薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三・四・五	平成二十一年三月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年三月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市ゆりが丘一丁目十八番二十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

愛知県名古屋市中千種区今池一丁目五番十号
株式会社ゲオエステート

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年三月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字中谷地十二番二及び十三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市矢本字中谷地八番地の一
株式会社ガス&ライフ

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月十三日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十年度長契大広水総〇三〇二〇・B〇一
大崎広水・仙北工水 庁舎管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十一年三月五日
- 四 落札者の名称及び所在地 同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号
- 五 落札金額 三千五百四十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月十三日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十年度長契仙広水総〇四〇二〇・B〇一
仙南・仙塩広水 庁舎管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月五日

四 落札者の名称及び所在地 同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

五 落札金額 四千三百九十九万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月二十日

選挙管理委員会

○官選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十九年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年官選管告示第八十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十一年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

1 収入・支出の総額中
宮城商工政治連盟涌谷支部の平成十九年分収支報告書の要旨の

「(1) 収入総額 66,893円」を「(1) 収入総額 66,925円」とし
「ㄥ 本年収入額 64,001円」を「ㄥ 本年収入額 64,033円」と改める。

2	収入・支出の内訳の 収入の内訳中			
	「 \times 」その他の収入	1円	「 \times 」その他の収入	33円
	「10万円未満の収入	1円	「10万円未満の収入	33円」
	「 \div 」計	64,001円	「 \div 」計	64,033円
				に改める。

雑 報

○仙台空港鉄道株式会社代表取締役社長齋藤進から、公報登載の依頼があった。
平成二十一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第四十四条第一項の規定により、工事の着手後の調査報告書として、仙台空港アクセス鉄道仙台空港線環境影響評価事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成したので、条例第四十四条第二項の規定により、次のとおり公告し、当該事後調査報告書を縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

仙台空港鉄道株式会社

代表取締役社長 齋 藤 進

一 対象事業の概要について

- 1 事業者の氏名 仙台空港鉄道株式会社 代表取締役社長 齋藤 進
- 2 住所 名取市増田字関下二六六番地（五〇二街区一画地）
- 3 事業の名称 仙台空港アクセス鉄道整備事業
- 4 事業の種類 条例第二十条第二項第三号に掲げる第二種事業（普通鉄道の建設の事業）
- 5 事業の規模 事業延長約七・二キロメートル
- 6 対象事業実施区域 名取市増田から仙台空港地内
- 7 関係地域 名取市増田、下増田

二 事後調査報告書の縦覧について

- 1 縦覧期間 平成二十一年三月十三日（金）から平成二十一年四月十三日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 2 縦覧時間 午前九時から午後五時まで
- 3 縦覧場所 仙台空港鉄道株式会社本社

仙台空港鉄道株式会社本社

宮城県土木部空港臨空地域課
名取市生活経済部クリーン対策課
三 問い合わせ先
名取市増田字関下二六六番地（五〇二街区一画地）
仙台空港鉄道株式会社（電話〇三三・三八三・〇一五〇）